

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日A会社（以下「会社」という。）に雇用され、会社B営業所でタクシー運転手として勤務していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日午前8時5分頃タクシー乗務中、C交差点において信号待ちにより停車していたところ、後方から他のタクシーに追突され負傷した（以下「本件事故」という。）。

請求人は、同日、E病院に救急搬送され「頸椎捻挫」と診断され加療し、同年〇月〇日にはF病院に転医し「右化膿性中耳炎、右一側性伝音難聴」と診断され加療した。その後、更に複数の医療機関を受診し、同年〇月〇日にはG病院を受診し「外傷性頸部症候群、左胸郭出口症候群」の診断を受け加療を継続した結果、平成〇年〇月〇日に治ゆ（症状固定）した。

請求人は、治ゆ後障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）併合第10級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだもので

ある。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第10級を超える障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は本件事故の状況について、労働基準監督署での聴取において、要旨、相手の車の速度は10kmから20km程度、請求人の車の破損の具合は助手席側のウインカーレンズ、バンパー及びバンパーに押されたことによるボディの破損で、事故時、請求人は防犯アクリル板に右側頭部がぶつかったと述べている。

一方、請求人に残存する障害は、請求人の自訴及び医証から、頭部から頸部の疼痛、左前腕の疼痛、右耳の難聴及び耳鳴、右眼の調整機能障害であり、当審査会において、医証を再検討すると以下のとおりである。

(2) 頭部から頸部の疼痛について、H医師は平成〇年〇月〇日付け意見書で、要旨、「右聴力を除き、脳神経症状を認めない。頸椎～上肢末梢神経の病変が疑われ、造影MRIにて低髄液圧症候群は否定的であり、頭痛の性状からも否定的である。脳外科的には、頭痛に関して、『通常の労務には服することはできるが、時には労働に差し支える程度の強い頭痛がおこるもの』(障害等級第12級の12)と考える。」と述べており、当審査会も同医師の意見は妥当であると判断する。

(3) 左前腕の疼痛については、I医師は平成〇年〇月〇日付け意見書で、要旨、症状の経過等から外傷性によるものを否定できず、局部にがん固な神経症状を

残すもの（障害等級第12の12）に該当すると述べていることから、当審査会も同医師の意見は妥当であると判断する。

(4) 右耳難聴及び耳鳴については、J医師は平成○年○月○日付け意見書で、要旨、「標準純音検査における右耳の聴力は信頼できず、語音聴力検査と誘発耳音響放射の結果から40dBHL程度の難聴と推察された。耳鳴検査では8000Hz、80dBHLの耳鳴を認めた。以上から、障害等級第12級を準用するのが適切と考える」と述べていることから、当審査会も難聴に伴い著しい耳鳴が常時あると評価し、障害等級準用第12級に該当すると判断する。

(5) 右目調節機能障害については、H医師は「右聴力を除き脳神経症状を認めない」と述べ、請求人は本件事故により右眼を直接負傷していないことから、右眼の調整機能障害と本件事故との間に相当因果関係は認められない。

(6) なお、脳脊髄液減少症については、K医師は平成○年○月○日付け意見書で、要旨、G病院のL医師の診断は、CTミエロによる髄液漏出像を診断根拠としているが、脳脊髄液漏出による減少症と確定診断できないと述べ、更にH医師は、「造影MRIにて低髄液圧症候群は否定的」と述べていることから、当審査会はこれら意見を妥当であると判断する。

(7) 以上のとおり、請求人に残存する障害は、本件事故の受傷状況、並びに各医証から頭痛による障害等級第12級と左前腕痛の障害等級第12級で障害等級準用第11級、右耳の難聴と耳鳴の障害等級準用第12級と併合して障害等級第10級と判断する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害等級第10級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。